

市川市地域防災計画の修正について（概要）

1. 市川市地域防災計画について

「市川市地域防災計画」は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、市川市防災会議が作成する計画で、震災編・風水害等編・大規模事故編（以下「震」「風」「大」と表記）があります。市民の生命・財産を守るため、「被害を軽減するための予防計画」、「災害発生時の迅速かつ的確な行動を示した応急対策計画」等を定めています。

2. 計画修正の目的

近年頻発する大規模自然災害において浮き彫りになった様々な課題等を踏まえ、本市の災害対応体制の見直しを行い、防災対策の一層の促進を図るため、市川市地域防災計画の修正を行います。

3. 計画修正の主なポイント

（1）災害対応体制の見直し（震 P25、風 P31、大 P8）

本部長直轄班内に位置づけている「システム受援班」は、主にシステムの維持管理や応援受援に関すること、ボランティアとの協力体制に関することなどを担っていますが、これらの業務の多くは業務継続の一環であることから災害対応の効率化を図るために「業務継続班」に統合します。

（2）がけ崩れ警戒区域の見直し（震 P27、風 P37）

令和2年度から千葉県による「土砂災害警戒区域」の指定（土砂法）が本格化しており、今後さらに指定箇所が追加となる見込みです。そして、この区域の多くは、指定以前から市独自に整備や避難を呼び掛けてきた「がけ崩れ警戒区域」と重複しており、市民等にとって複雑で分かりづらい状況となっています。

このことを踏まえ、「土砂災害警戒区域」と重複する「がけ崩れ警戒区域」を見直しするとともに、引き続き注意を呼び掛けるがけ地として名称の変更を行う等、複雑化の解消を図ります。なお、引き続き、がけ地の所有者等には、整備を呼びかけていくとともに、周辺住民への注意喚起を実施します。



<重複している区域のイメージ>

（3）ペット同伴避難所の整備（震 P45、風 P50）

過去の被災地では、ペットと一緒に過ごせないのであれば避難所にはいきたくないなど、ペットがいることに伴う避難行動に関する課題がありました。

既に本市では小学校等への「ペット同行避難」を行っておりますが、さらに飼い主とペットが屋内の同じ空間で過ごせる「ペット同伴避難」ができる施設（市内4箇所）を避難所として指定し、広く市民へ周知していきます。

<対象施設（4箇所）>

- ①J:COM 北市川スポーツパーク、②大柏川ビジターセンター、③市民プール、
- ④クリーンセンター(管理棟)

（4）風水害時における配備体制基準の見直し（風 P70）

気象警報等が発表された際に、早期（自動）に職員が対応できるよう「第1配備体制」の配備基準を見直します。また、多くの職員が対応を行うこととなる「第2配備体制」への移行を検討する配備基準（タイミング）を具体化します。

配備体制	配備基準	
	旧	新
第1配備体制	原則、災害体制協議会で協議し、危機管理監が発令 ○災害体制協議会の開催基準 ・大雨・洪水・高潮・暴風警報の何れか1つが発表された場合 ・大雨・洪水・高潮・強風注意報の何れか1つが発表され、継続的な降雨により局所的な道路冠水、家屋の浸水又は崖崩れのおそれがある場合 ・突発的で局地的な豪雨（ゲリラ豪雨）のおそれがある場合 ・その他、危機管理監が必要と認めた場合	次の何れかに該当した場合 ・大雨・洪水・高潮・暴風警報の何れか1つが発表された場合 ・大雨・洪水・高潮・強風注意報の何れか1つが発表され、継続的な降雨により局所的な道路冠水、家屋の浸水又は崖崩れのおそれがある場合 ・突発的で局地的な豪雨（ゲリラ豪雨）のおそれがある場合 ・その他、危機管理監が必要と認めた場合
第2配備体制	原則、災害体制協議会で協議し、危機管理監が発令 ○災害体制協議会の開催基準 ・小規模な道路冠水や家屋への浸水被害のおそれがある場合、又は被害が発生した場合 ・小規模な崖くずれによる被害が発生するおそれがある場合、又は被害が発生した場合 ・第1配備体制中に小規模な道路冠水や家屋の浸水被害が発生した場合 ・突発的で局地的な豪雨（ゲリラ豪雨）による被害が発生するおそれがある場合、又は被害が発生した場合 ・その他、危機管理監が必要と判断した場合	原則、災害体制協議会で協議し、危機管理監が発令 ○災害体制協議会の開催基準 ・土砂災害警戒情報、氾濫危険情報又は「特別警報」に至る可能性への言及」に係る気象情報が発表されるおそれがある場合又は発表された場合 ・気象警報が発表され、かつ本市が台風の暴風域に入ることが見込まれる（暴風域に入る確率70%以上）場合 ・避難所を開設する必要がある場合 ・その他、危機管理監が必要と判断した場合